

旧宮家子孫の男系男子に対し、政府は皇籍取得の意向確認・把握をしておらず、その予定もない。

※2023年11月17日現在
※発言者の肩書はすべて当時のもの

2019年3月20日：参院財政金融委員会

■国民民主党 大塚耕平議員 ■安倍晋三内閣総理大臣

GHQの指示に基づいて11宮家と26人の(男性)皇族の方が皇籍離脱をしたという、これをこのままにしておいて本当に戦後政治の総決算ができるというふうにお考えですか。

皇籍を離脱された方々はもう既に、これは... 70年以上前の出来事でございますから、今は言わば民間人としての生活を営んでおられるというふうに承知をしているわけでございます。それを私自身がまたGHQの決定を覆すということは全く考えていないわけでございます。

2020年2月10日：衆議院予算委員会

■立憲民主党 山尾志桜里議員 ■菅義偉官房長官

これまで当事者の方々の意向は確認をしていないというのが総理の答弁でもありました。長官に今確認しますけれども、今現在においてもこういった旧宮家の子孫の方々の皇籍取得、この意向を政府として確認したことはありませんね。

ありません。

これからこうした御意向を確認する具体的な予定はありますか。

まず私ともやらなきゃならないのは、国会の附帯決議。それに基づいてのことであるというふうに思っています。ですから、今までやっておりませんし、そこは考えておりません。

2023年11月15日：衆議院内閣委員会

■立憲民主党 馬淵澄夫議員 ■松野博一官房長官

政府が予め当事者の御意向を確認したことはありますか。端的にお答えください。

昭和22年10月に皇族の身分を離れたいわゆる旧11宮家の子孫の方々について、政府として具体的に把握したり、接触を行っているものではありません。

加藤勝信長官のときには、これからもないというふうにおっしゃっていました。行う予定もないということですか。

今後、国会において具体的な制度についての御議論があるかと存じますので、それらの御議論を経て適切に対応していきたいと考えております。